# 京都市建築審査会

# 令和3年度第8回会議議事録

# 1 日 時

令和3年12月10日(金曜日) 午後1時30分から午後4時15分まで

#### 2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

## 3 出席者

## 【委員】

高田光雄会長, 伊藤知之会長代理, 奥美里委員, 新関三希代委員, 湯川二朗委員, 牧紀男委員, 志澤美保委員

## 【事務局】

高木勝英建築指導部長,岡田圭司建築指導課長,足立和康建築相談・道路担当課長,藤村知 則建築審査課長,川口浩建築安全推進課長,石村直美建築相談第二係長,林奈津美係員,吉 田優香係員,川妻壱暢係員

# 【処分庁】

西川武士道路第一係長,川村優道路第二係長,奥山陽二企画基準係長,山本貴仁係員,廣瀬陽子係員

## 【参考人】

岩田祐輝係員,塚本肇係員(消防局予防部指導課) 藤岡伸亮宿泊環境整備課長,覚前元英宿泊環境整備係長,阿智北梨菜係員(産業観光局観光 MICE 推進室)

## 【傍聴人】

0名

## 5 議事事項

- (1) 議事録の承認等について
  - ア 令和3年度第7回会議の議事録の承認
  - イ 次回会議日程について
- (2) 包括同意案件に関する報告 修学院小学校児童館育成室増築に係る日影許可について
- (3) 包括同意案件に関する報告
  - ア 建築基準法第43条第2項第2号許可(専用住宅:南区1件,伏見区2件)
  - イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可(専用住宅:西京区1件)
- (4) 事前相談
  - ア 建築基準法第43条第2項第2号許可(長屋住宅:下京区1件)

イ 接道許可制度の今後の方向性について

(5) 事前相談

建築基準法第48条ただし書許可について

6 公開・非公開の別

議事事項のうち(1)から(3)までを公開、(4)及び(5)を非公開

## 7 審議結果

(1) 議事録の承認等について

ア 令和3年度第7回会議の議事録の承認

結果:承認

イ 次回会議日程について

次回の会議は、令和4年1月14日(金)午後1時30分から、ひと・まち交流館京都で開催することとなった。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮しながら、会議日程・場所・運営については、慎重かつ総合的に判断する。

(2) 包括同意案件に関する報告

修学院小学校児童館育成室増築に係る日影許可について

ア 報告の概要

修学院小学校児童館育成室増築に係る日影許可について、建築審査会の包括同意基準に適合 していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果:了承

ウ質疑等

委員:昭和57年に日影許可を受けている学童保育所は、屋内体操場の東側の建築物か。

処分庁:そのとおりである。

委員:今回の増築建築物も学童保育所の一部であるが、既存の学童保育所と離れたプール

の南側に計画されているのは、他に配置するスペースがなかったからか。

処分庁:既存の部分は事務室等として使用しながら、育成室を増築する計画であるが、ご指摘のとおり、敷地内が手狭になってきており、グラウンド等をかわしながら計画した結果、今回の位置となっている。

(3) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可(専用住宅:南区1件,伏見区2件)

(7) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可(専用住宅:南区1件,伏見区2件)について,建築審査会の包括同意基準に適合していたため,処分庁が許可した旨の報告を受けた。

- (4) 報告の結果:了承
- (ウ) 質疑等

(伏見区 報告第1019号について)

委員:配置図を見ると、北側が角地となっているが、すみ切りは行うのか。

処分庁:道路の場合には、建築基準条例において、角地部分の建築制限の規定があるため

接道許可においてもそれを準用し、すみ切り部分には建築してはならないこととしている。

委員: すみ切りの角の箇所に通路後退杭を打つのか。

処分庁: あくまで建築制限であり、すみ切り部分は敷地に含まれるため、杭は通路の後退部分に設置する。

(伏見区 報告第1020号について)

委員: 宇治川の傍であるため、河川区域による建築制限等はかからないか。

処分庁: 当該地には河川区域による建築制限はない。

- イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可(専用住宅:西京区1件)
  - (7) 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可(専用住宅:西京区1件)について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

- (4) 報告の結果:了承
- (ウ) 質疑等:なし

## (4) 事前相談

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可(長屋住宅:下京区1件) 建築基準法第43条第2項第2号許可(長屋住宅:下京区1件)について、処分庁から資料 の提示及び相談を受けた。

イ 接道許可制度の今後の方向性について 接道許可制度の今後の方向性について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

## (5) 事前相談

建築基準法第48条ただし書許可について 建築基準法第48条ただし書許可について, 処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

京都市建築審査会 会長 髙田 光雄